

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成26年10月7日（火） 7：50～7：57

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官  
有村 治子 国家公務員制度担当大臣  
麻生 太郎 財務大臣  
高市 早苗 総務大臣  
塩崎 恭久 厚生労働大臣  
甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
加藤 勝信 内閣官房副長官  
杉田 和博 内閣官房副長官  
横畠 裕介 内閣法制局長官

議事内容：

○菅官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。去る8月7日に行われた本年度の人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いについては、8月15日に第1回の当会議を開催し、御協議いただいたところではありますが、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いしたいと存じます。

始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○有村国家公務員制度担当大臣：一般職の国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置の根幹をなす人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、勧告どおり改定する方針を決定することが妥当です。また、給与制度の総合的見直しは、本年7月に閣議決定された「国家公務員の総人件費に関する基本方針」の方向性に沿ったものとなっており、実施することが妥当と考えます。特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが妥当だと考えます。また、国家公務員の退職手当制度について、給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、必要な改正を行いたいと考えております。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：今般の人事院勧告のうち、「給与制度の総合的見直し」を実施した場合の財政への影響を試算いたしましたところ、完全実施された平成30年度の段階で約600億円の人件費削減効果が見込まれるとの結果となりました。次に、今年度の給与改定の実施につきましては、約820億円を要しますが、人事院勧告制度の趣旨、現在の経済政策の方向性、また、先ほど申し上げた「給与制度の総合的見直し」が盛り込まれていること等を勘案すれば、引き続き行財政改革を推進するとの方針の下、勧告どおり実施することに異存はございません。また、地方公共団体におかれても、「給与制度の総合的見直し」を踏まえ、地域の民間給与の状況をよりの確に反映するとともに、適正な定員管理の推進に取り組んでいただく必要があると考えております。

- 菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。
- 高市総務大臣：地方公務員の給与改定については、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、これを基本として決定すべきものであるとともに、給与の適正化及び適正な定員管理の推進に取り組む必要があると考えます。また、国家公務員における給与制度の総合的見直しの取扱いが決定されれば、その内容等を踏まえ、適切に見直しを行うよう、地方公共団体に対し要請してまいります。なお、地方からは、給与制度の総合的見直しに関し、官民を通じた地域間格差拡大の懸念が指摘されていることも踏まえ、魅力あふれる元気で豊かな地方の創生のため、政府として適切な措置を講じていく必要があると考えます。
- 菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。
- 塩崎厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適切であると考えます。
- 菅官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。
- 甘利経済財政政策担当大臣：月例給及びボーナス引上げ等を内容とする、今年的人事院勧告の取扱いについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかに回復していくことが期待されていることや、民間給与の上昇を反映した人事院勧告を尊重するとの基本的立場から、本日の会議において、勧告どおり給与水準の改定等を実施する方針を決定することが適切であると考えます。政府としては、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとするため、雇用や所得の増加を伴う好循環を力強く拡大させていかなければなりません。また、勧告で示された若年層への重点配分や世代間の給与配分の見直しは、官民間問わず意義深いものと考えます。あわせて、我が国の厳しい財政状況に鑑み、引き続き経済再生と財政健全化の両立を図ってまいります。
- 菅官房長官：他に御意見のある方、よろしいですか。それでは、これまでの検討状況を踏まえ、お配りいたしました閣議決定案及び内閣官房長官談話案についてお諮りしたいと思います。これらについて御了承いただけますでしょうか。
- 菅官房長官：それでは、この両案については御賛同をいただいたものとして所要の手続を進めることといたします。なお、この際、国家公務員制度担当大臣から御発言があります。
- 有村国家公務員制度担当大臣：本日の決定に至る過程において関係閣僚の皆様にご尽力いただきましたこと、心を込めて御礼を申し上げます。その後開催されます閣議において、取扱方針の閣議決定案及び、当該方針を踏まえた給与法改正法案等についてご決定をいただきます。どうぞよろしくお願いたします。
- 菅官房長官：それでは、本年度の給与関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)